

公募公告

下記の業務を行う者を公募しますので、応募される方は、公募要項により書類を作成し、期限までに提出してください。

記

1 件名

茨城森林管理署庁舎内における自動販売機設置・運営業務

2 概要

茨城森林管理署庁舎内における令和 8 年度から令和 12 年度までの自動販売機設置業務実施者を公募します。

3 設置内容

- (1) 設置施設 茨城森林管理署庁舎内(別紙図面)
- (2) 所在地 茨城県水戸市笠原町 978-7
- (3) 用途 自動販売機 1 台

4 設置の期間

庁舎の使用許可日から令和 13 年 3 月 31 日

ただし、一度に限り 5 年を超えない期間(最長令和 18 年 3 月 31 日まで)で更新を認める場合がある。

5 参加資格要件

- (1) 自動販売機の設置業務について、3 年以上の実績を有し、商品補充・金銭管理など自動販売機の維持管理を自己の責任において行う者であること。
- (2) 次の資本的(親子)関係にある系列会社の申し込みは、系列内で 1 社とする。
 - ① 親会社(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 4 項の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社(会社法第 2 条第 3 項の規定による子会社をいう。以下同じ。)の関係にある場合
 - ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- (3) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第 70 条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (4) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (5) 国税及び地方税を完納していること。

- (6) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務履行が確保される者であること。
- (7) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (8) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしている者ではないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (12) 暴力団又は暴力団員及び(8)から(11)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

6 設置条件

- (1) 販売物品はアルコール分を含まない飲料水とすること。
- (2) 自動販売機の設置に当たり、国有財産法等に基づき茨城森林管理署長が指示する所要の手続及び土地施設等使用料の支払いを遅滞なく行うこと。なお、使用料は毎年度改定する場合がある。
- (3) 自動販売機の設置者は、電気の使用量を計る子メーターを設置し、子メーターの表示する使用量から計算された電気料を支払うこと。

7 公募要項等の交付期間及び場所

- (1) 交付期間 令和8年2月2日～令和8年2月20日の午前9時から午後5時まで
ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日を除く。
- (2) 交付場所 茨城県水戸市笠原町978-7
茨城森林管理署 総務グループ

なお、公募要項等については、関東森林管理局ホームページからダウンロード可能。

https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/kikaku/20260202_zihanki.html

8 申込書類の提出期限及び提出場所

- (1) 提出期限 令和8年2月20日 午後5時まで
- (2) 提出場所 茨城県水戸市笠原町978-7
茨城森林管理署 総務グループ

9 担当窓口

〒310-0852

茨城県水戸市笠原町978-7

茨城森林管理署 総務グループ 管理担当

電話 029-243-7211

令和8年2月2日

茨城森林管理署長 三重野 裕通

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当森林管理局のホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧下さい。

位置义

平定回疆方略

笠原町

三

三

三

卷之三

,500

日産部品茨城販売業
本社
日産部品茨城販売業
水戸営

1948-1
レスバレス
吉田 三
主婦日報
講談社
ニュースラウ

ホリシマーティン
水道監修局

三
一九四九年八月

Maria Rosa
専用版面
ヨビ

卷之三

笠原住吉前

水戸市総合教育研究所
みと好文カレッジ

開卷有益

17

三

卷之二

主要地方道水河

位置圖 S = 1 : 300

5 = 1 : 3 0

